

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和 7 年度 第 8 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

高 梁 市 農 業 委 員 会

## 令和7年度 第8回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和7年11月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和7年11月10日 午後 1時28分 開会
3. 令和7年11月10日 午後 2時40分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	欠
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	出
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件	名	結 果	
	第31号	農地法第3条の規定による許可申請について		3件 許 可	
	第32号	農地法第4条の規定による許可申請について		1件 許 可	
	第33号	農地法第5条の規定による許可申請について		2件 許 可	
	第34号	農用地利用集積等促進計画の決定について		25件 決 定	
	第35号	農用地利用集積等促進計画策定の要請について		3件 決 定	
8	署 名 委 員				
			8番 小 野 昌 道		
			9番 佐 藤 俊 二		
9	議 事 の 内 容				
			令和7年度 第8回高梁市農業委員会総会会議録		
			令和7年11月10日(月) 高梁市役所 3階大会議室		

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員19名、推進委員6名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和7年度第8回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。8番小野委員と9番佐藤委員を指名いたします。</p> <p>議案の審議に入ります前に、本日ご審議いただく案件は議案第31号から議案第33号でしたが、配布しております議案第34号「高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」と議案第35号「高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を追加し、本日の議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、日程に議案第34号及び35号を追加し、議題とすることに決定しました。</p> <p>それでは、議事に入ります。「第31号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。45番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第31号45番朗読説明 －</p> <p>45番は、譲受人が、譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を移転する案件です。申請農地の内、田については1筆204㎡です。畑については3筆2,932㎡であり、合計4筆で3,136㎡です。譲受人の通作距離は、100m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいております。家族1人中耕作人は1人、対価は10アール当たり5万円です。この案件につきましては、移住による農地の取得であり、取得する空き家の住所は備考欄に示している住所で、通作距離はその住所から計算しています。また、外国人の農地取得となりますが、5月の総会で説明しましたように国際協定により外国人であるから農地取得ができないということはなく、処理基準では、権利取得後、短期間で遠距離に転居する又は在留が満了し、かつ、更新等の見込みがないと認められる者等による権利取得は認められないとなっており、この譲受人は在留資格が特別永住者となっており、在留資格的にも問題はないので、不許可要件には当たらないと判断しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については11月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、3ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小物委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>長い間空き家の状態となっていて、一部の農地は荒れています。空き家の農地は来年まで道路工事をしています。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。45番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、45番については許可とすることに決定しました。</p> <p>農業委員会会議規則第18条の規定により、小見山委員の除斥を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(小見山委員退席)</p>
議 長	<p>次に、関連がありますので、46-1番及び46-2番及び議案第32号8番並びに議案33号15番について事務局から説明をお願いします。</p>

<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第31号46-1番及び46-2番及び議案第32号8番並びに議案33号15番朗読説明 －</p> <p>46-1番、46-2番、議案第32号8番、議案第33号15番については、密接に関係したものでありますので、土地利用計画図を用いて説明したいと思います。5ページの土地利用計画図をご覧ください。今回の申請の目的は2つあり、1つは譲受人が、栗や柿の木が植えられている原野を譲渡人から譲り受けることに伴い、その土地に行くための進入路を設置するために分筆し、自己所有地である農地と譲渡人から譲り受ける農地を転用すること。もう1つは譲渡人の要望により譲受人所有の農地を譲渡人に譲り渡すとともに、公道の境の三角地である農地の持分移転を行い共有とすることです。なお、所有権移転に関しては今回申請の対象となっていない原野も含めて全て贈与により行うことになっております。あらためて議案の説明は行いませんが、3条申請については、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、4条及び5条申請につきましても、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第4条第6項及び農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については11月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、4ページ及び5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 小物委員 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 双方納得のうえで決まったようです。事前着工もなく、問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。46-1番及び46-2番及び議案第32号8番並びに議案33号15番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、46-1番及び46-2番及び議案第32号8番並びに議案33号15番については許可とすることに決定しました。小見山委員の除斥を解きます。  (小見山委員着席)</p>
<p>中藤局長</p> <p>議 長</p>	<p>次に、47番について事務局から説明をお願いします。 47番は、譲受人が、譲渡人から 空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆71㎡です。譲受人の通作距離は、20m以内、家族1人中耕作人は1人、対価は10アール当たり2万9千円です。この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、取得する空き家は備考欄に示している住所で、通作距離はその住所から計算しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については11月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>

小野貫治委員 議 長	<p>空き家の案件で隣接している農地はすぐに耕作できる状態でした。  現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。  （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。47番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  （挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、47番については許可とすることに決定しました。  次に、「議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。16番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第33号16番朗読説明 －</p> <p>16番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天資材置場に転用するものです。申請農地の内、田については、1筆69㎡です。畑については、7筆806㎡、合計8筆で875㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地の10アール当りの価格は685万7千円です。施設の概要としては、露天資材置場69㎡と806㎡です。7ページの集成図及び8ページの土地利用計画図をご覧ください。この案件につきましては、転用者が運営する施設の従業員及び利用者の駐車場が手狭となり、新たに設置するためのものです。ちなみに、露天駐車場とする農地に隣接した建物は譲渡人の居宅であり、今回この居宅も同時に購入し、従業員の宿舎に利用する計画であると同っております。なお、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、11月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、7ページから8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
伊達委員	<p>現地を確認したところ、柿の木が数本植えられていました。特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。  （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。16番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  （挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、16番については許可とすることに決定しました。</p>
藤代書記	<p>続きまして、「議案第34号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から24番について説明をお願いします。</p>
藤代書記	<p>それでは、追加資料1ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請についてご説明いたします。公告日は令和7年12月9日、利用権の設定を受ける者は6名、利用権の設定をする者は25名、利用権の設定をする件数は25件、利用権設定面積は69,150㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、1番から24番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －</p>
小西代理	<p>それでは、1番から24番について発言をお願いします。  一部年齢の記載がないようですが、わかりますか。</p>

中藤局長 議 長	<p>契約書の様式上、年齢を記載する箇所がなく、市内に住所がない場合は分からないことがあります。</p> <p>他に発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番から24番について採決を採ります。1番から24番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、1番から24番については決定しました。</p>
議 長	<p>農業委員会会議規則第18条の規定により、野村委員の除斥を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(野村委員退席)</p>
議 長	<p>事務局、25番について説明をお願いします。</p>
藤代書記 議 長	<p style="text-align: center;">— 議案書にもとづいて、25番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 —</p> <p>それでは、25番について発言をお願いします。</p>
中曾委員 中藤局長 議 長	<p>賃料は供託金ということでしょうか。</p> <p>供託金という形で法務局へ納めるようになります。</p>
議 長	<p>他に発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。25番について採決を採ります。25番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、25番については決定しました。</p>
藤代書記	<p>続きまして、「議案第35号 高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。事務局、1番から3番について説明をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、追加資料4ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請についてご説明いたします。公告日は令和7年12月9日、利用権の設定を受ける者は3名、利用権の設定をする者は3名、利用権の設定をする件数は3件、利用権設定面積は2,617㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">— 議案書にもとづいて、1番から3番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 —</p> <p>それでは、1番から3番について発言をお願いします。</p>
議 長	<p>「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。1番から3番について採決を採ります。1番から3番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、1番から3番については決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第8回総会を閉会します。</p>

令和7年11月10日

会 長 土 岐 康 夫

8 番 小 野 昌 道

9 番 佐 藤 俊 二